



(裏面)

【誓約・同意事項】

(1) 子育て世帯スマイル交付金の支給要件に該当します。

(支給要件)

①市の住民基本台帳に記録されていること。

②市の住民基本台帳に記録されている出生から満6歳に達する日の属する月までの児童の保護者であること。

③生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属していないこと。

(2) 子育て世帯スマイル交付金の支給要件の該当性等を審査するため、加東市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(3) 公簿等で確認できない場合は、加東市に関係書類を提出します。

(4) この申請書は、加東市において変更支給決定をした後は交付金の請求書として取り扱います。

(5) (4)の場合において、この申請書以前に提出し、請求書として取り扱うこととされている申請書は請求書として取り扱わないものとします。

(6) 市税等の滞納がある場合は、子育て世帯スマイル交付金が窓口払いになる可能性があります。

(7) 交付金の支給後、子育て世帯スマイル交付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯スマイル交付金を返還します。